

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（検査の方法）

第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。

一 （略）

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三 学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した場合にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上従事している者

四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

（種付け等の制限の特例）

第三条 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四条第一項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲

（検査の方法）

第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。

一 （略）

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業したこと。

三 学校教育法に基づく高等学校を卒業した場合にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上従事していること。

（種付け等の制限の特例）

第三条 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、同項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げるものの用に供する場合とする。

一 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け

げるものの用に供する場合

イ 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け

ロ 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるもの

の用に供する家畜人工授精用精液（法第四条第一項に規定する家畜人

工授精用精液をいう。以下同じ。）の採取

（1） 家畜人工授精（法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。

。以下同じ。）

（2） 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精

卵移植をいう。以下同じ。）

二 法第四条第一項本文の家畜の雄であつて、専ら一の都道府県の区域

内において飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に

行われると認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するもの

に属するものであり、かつ、当該都道府県の区域内の家畜人工授精所

その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該

都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用

に供する場合

二 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるもの

用に供する家畜人工授精用精液（法第四条第一項に規定する家畜人

工授精用精液をいう。以下同じ。）の採取

イ 家畜人工授精（法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。

。以下同じ。）

ロ 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵

移植をいう。以下同じ。）

（1） 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵

移植をいう。以下同じ。）

（2） 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵

移植をいう。以下同じ。）